

介護保険制度における福祉用具貸与・
販売種目のあり方検討会（第9回）

令和5年10月30日

資料2

前回検討会のご意見を踏まえた対応案

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化に関する対応方針案について

前回検討会の主なご意見と対応案（1）

対応方針案①

- ◆ 「事故報告様式案」及び「利用安全の手引き」の活用の促進

前回検討会のご意見	対応案
○ 提出された事故報告書について、自治体で分析し、フィードバックしてはどうか。	○ 自治体における事故情報の分析やフィードバックについては、各自治体における当該取組状況に関する調査等を通じて、実態把握を行う。（ <u>対応方針案①に追記</u> ）
○ 事故防止の取組については、介護支援専門相談員を含めたケアチームで行う必要があるため、介護支援専門員も加えてはどうか。	○ 「事故報告様式・手引きの活用」の手引きの周知先として、自治体及び福祉用具貸与事業所のみならず、介護支援専門員といったその他の関係者も加える。（ <u>対応方針案①に追記</u> ）

対応方針案②

- ◆ 「福祉用具・介護ロボット実用化支援等一式（委託事業）」を活用した事故及びヒヤリ・ハット情報の共有及び安全利用に向けた取組の促進

前回検討会のご意見	対応案
○ インターネット上で福祉用具の安全情報が一元的に提供できるプラットフォームを構築してはどうか。	○ 「福祉用具・介護ロボット実用化支援等一式（委託事業）」を活用する上で、福祉用具の安全情報を一元的に提供できるよう、インターネット上で公表していくこと等を検討する。（ <u>対応方針案②に追記</u> ） ※対応方針案②の追記に伴い、対応方針案③も追記

前回検討会の主なご意見と対応案（2）

対応方針案④及び⑥

- ◆ サービス提供におけるPDCAの適切な実践に向けた周知徹底
- ◆ 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業」を通じたサービスの質の向上や判断基準の見直し、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種連携の促進

前回検討会のご意見	対応案
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「かかりつけ医による医学的判断」が重要であり、あわせて、リハビリテーション専門職の意見等も参考にするとすることを踏まえていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ PDCAの適切な実践に向けた周知徹底を目指した事務連絡等について、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種との連携の必要性に留意した内容とする。（対応方針案④に追記） ○ 判断基準の見直し等において、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種連携に留意する。（対応方針案⑥に追記）

対応方針案⑦

- ◆ 「在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業」を通じたモニタリングの実施時期の明確化及び多職種連携の好事例の収集と横展開

前回検討会のご意見	対応案
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具のモニタリング時期については利用者ごと判断されるべきであり、モニタリングの実施時期を福祉用具貸与計画の記載事項として追加することは検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る運営基準を改正し、モニタリングの実施時期を福祉用具貸与計画の記載事項として追加することを検討する。（対応方針案⑦に追記）

前回検討会の主なご意見と対応案（3）

対応方針案⑦（続き）

- ◆ 「在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業」を通じたモニタリングの実施時期の明確化及び多職種連携の好事例の収集と横展開

前回検討会のご意見	対応案
<p>○ 介護支援専門員へのモニタリング結果の交付は、通常のプロセスとしてある程度定着していると考え一方、利用者、家族に対しては柔軟な取扱いが必要ではないか。また、モニタリングの記録は、利用者の予防・予測や利用者自身の課題等を記載するため、利用者への交付を一律義務化することは避けたほうが良いのではないか。</p> <p>※選択制の導入における議論でいただいたご意見であったが、選択制対象種目のみならず貸与種目全般に関連するため、当該項目の意見としても整理。</p>	<p>○ 福祉用具貸与に係る運営基準を改正し、福祉用具専門相談員は、モニタリング時に、その福祉用具の使用状況等を記録し、介護支援専門員に交付することを検討する。（対応方針案⑦に追記）</p>

対応方針案⑧

- ◆ 「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」を通じた自治体向け点検マニュアルの作成

前回検討会のご意見	対応案
<p>○ 自治体点検マニュアルの作成の留意点に、安全な利用の観点から、「貸与事業所の事故情報の把握」を追加してはどうか。</p>	<p>○ 「自治体向け点検マニュアル」の作成にあたり、自治体が把握している福祉用具貸与事業所における事故情報を活用することに留意する。（対応方針案⑧に追記）</p>

前回検討会のご意見等を踏まえた対応方針案の修正

(1) 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進

対応方針案

※赤字：前回検討会のご意見等を踏まえ追記・修正した箇所

①「事故報告様式案」及び「利用安全の手引き」の活用の促進

- 令和3年度「介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業」で作成した「福祉用具貸与事業所向けの事故報告様式案」について、**自治体**及び福祉用具貸与事業所等に対し周知を行う。事故報告の様式・書式が異なる、または様式・書式を定めていない**自治体**や福祉用具貸与事業所における活用を促し、事故情報の収集に係る体制整備を図る。
- 令和4年度「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」で作成した「福祉用具の利用安全のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」について、**自治体**及び福祉用具貸与事業所のほか、**介護支援専門員等の関係者に対しても**周知を行う。「事故及びヒヤリ・ハット防止に向けた対応フロー図」や「事故及びヒヤリ・ハットの定義の例」等を紹介している当該手引きを**自治体**や福祉用具貸与事業所等で活用することを促し、事故防止に向けた更なる体制整備を図る。なお、**自治体における事故情報の分析やフィードバックについては、各自治体における当該取組状況に関する調査等を通じて、実態把握を行う。**

②「福祉用具・介護ロボット実用化支援等一式（委託事業）」等を活用した事故及びヒヤリ・ハット情報の共有及び安全利用に向けた取組の促進

- 福祉用具に関する事故及びヒヤリ・ハットの情報や安全利用に向けた取組等をメーカーを含む福祉用具の業界全体に対して効果的に発信するため、「福祉用具等の安全利用に関する検討委員会」の下に設置した事例検討部会における取組**に関する情報や、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故情報について、福祉用具の安全情報として一元的に提供できるよう、インターネット上で公表していくこと等を検討する。**
- また、委託事業における「試作介護機器へのアドバイス支援事業」等を通じて、開発中又は上市して間もない介護機器について、安全利用に資する機能等の検討・アドバイスを行い、安全機能を有する機器開発の促進を図る。

③全国課長会議等における消費生活用製品安全法に基づく重大事故報告の周知徹底

- 消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故**情報**については、都道府県・指定都市・中核市を通じて、市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、随時周知を行っているが、当該内容について、**②の取組のほか、例年3月に開催されている全国課長会議等の場において、改めて周知徹底を行い、重大事故情報の共有と管内の各事業所に対する周知徹底の要請を通じた福祉用具の安全利用の促進を図る。**

前回検討会のご意見等を踏まえた対応方針案の修正

(2) 福祉用具貸与・販売に関するサービスの質の向上

対応方針案

※赤字：前回検討会のご意見等を踏まえ追記・修正した箇所

④ サービス提供におけるPDCAの適切な実践に向けた周知徹底

- サービス提供における各種様式の活用・記録等を通じたサービスの質の向上（PDCA）を適切に実践していくため必要となる「福祉用具貸与・販売計画の作成」や「モニタリング」等の福祉用具専門相談員の役割について、関係規定等に基づき内容をまとめるとともに、その内容や福祉用具貸与・販売計画等の各種様式の活用の目的・方法、**記録を行うことの意義**のほか、現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修機会、**医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種との連携の必要性**についても、福祉用具貸与事業所に対し、周知を図る。

⑤ 「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」を通じた指定講習カリキュラムの更新に向けた取組の実施

- 福祉用具の安全な利用やPDCAの推進、それらを効果的に行うための多職種連携等を適切に実施するため、「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」で実施する有識者による検討や各指定講習実施者へのアンケート調査等を通じて、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しを行う。

⑥ 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業」を通じたサービスの質の向上や判断基準の見直し、**医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種連携の促進**

- 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」について、これまでの議論の整理において指摘された以下の事項に留意し、自治体職員を含む幅広い関係者で共有できる内容となるよう見直しを行う。その際、実際の利用事例等を検証・精査するとともに、有識者による検討会での議論等を行い、現在の給付における特徴や課題を整理する。
 - ・ 平成17年度以降に新たに給付対象となった福祉用具に関する記載の追加
 - ・ **医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種連携の促進**や適正な給付の観点を踏まえた内容の見直し
 - ・ 例外的な給付を行う場合の留意事項の例示
 - ・ 福祉用具の選定等における妥当性の判断に資する情報 等

前回検討会のご意見等を踏まえた対応方針案の修正

(3) 福祉用具貸与・販売に関する給付の適正化

対応方針案

※赤字：前回検討会のご意見等を踏まえ追記・修正した箇所

⑦「在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業」を通じたモニタリングの実施時期等の明確化及び多職種連携の好事例の収集と横展開

- 福祉用具貸与事業所のモニタリング実施時期の明確化を図るため、介護予防福祉用具貸与の開始時及びモニタリング実施時における福祉用具専門相談員の支援の実態を明らかにし、貸与期間設定の根拠の分析、適切な期間設定とモニタリングの実施による効果の検証を行うとともに、**介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る運営基準を改正し、モニタリングの実施時期を計画の記載事項として追加することを検討する。**併せて、**福祉用具貸与においては、モニタリング時に、福祉用具の使用状況等を記録し、介護支援専門員に交付することを検討する。**
- また、**福祉用具専門相談員が実施する**利用者に対する多職種連携による支援の好事例を収集し、横展開に向けた検討を行う。

⑧「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」を通じた自治体向け点検マニュアルの作成

- 「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」で実施する各市区町村に対するアンケート及びヒアリング調査の結果等を踏まえ、自治体向けの点検マニュアルを作成・周知し、制度の適正な運用の観点からチェック体制の充実・強化を図る。
- 点検マニュアルの作成にあたっては以下の点にも留意する。
 - ・ 地域ケア会議**やサービス担当者会議**等の多職種連携の場における点検のポイントや検証の仕組み
 - ・ 点検における市区町村の業務負担軽減
 - ・ **自治体が把握している福祉用具貸与事業所における事故情報の活用** 等

貸与と販売の選択制のあり方について

前回検討会の主なご意見と論点に対する考え方 貸与と販売の選択制のあり方について（1）

前回検討会のご意見 【論点① 貸与月数を「平均値」で算出することの妥当性について】

- 貸与月数について、平均値を用いているが、平均値は分布や標準偏差が大きい場合に影響を受けやすいため、中央値を用いてはどうか。

論点①に対する考え方

- 分岐月数については、種目・種類によっては希望小売価格のばらつきが大きいため、その影響を考慮し中央値を用いて算出したところ。一方で、貸与月数については、利用者等が参考とするにあたって「平均」でお示しの方が分かりやすいと考え、平均値を用いたところ。なお、分岐月数に関しては、平均値を用いた分岐月数と中央値を用いた分岐月数を比較したが大きな差は見られなかった。
- また、中央値で算出した分岐月数と中央値の貸与月数を比較するということは、「分岐月数より長く利用している者の割合」が過半数を超えているかどうかということと同義であるところ、対象種目・種類の選定に当たっては、過半数を超えていなくとも、相対的に多数の利用者が分岐月数より長く利用しているもの（4割程度以上）を対象とすることとした。

前回検討会のご意見 【論点② 選択制を導入した場合の「財政効果」等のシミュレーションの必要性について】

- 選択制導入の目的の1つとして給付の適正化が挙げられるが、その財政効果はどれ程か。
- 貸与から選択制となる場合の保険給付の比較や選択制に係る公費、利用者負担、事業者負担等のシミュレーションを行い、検証を行うことが必要ではないか。

論点②に対する考え方

- 選択制は利用者の選択に委ねられるため、財政効果の推計に当たっては大きく仮定を置かなくてはならない。今般の選択制の導入は、専門的判断等に基づき、自己負担が過度なものとならないよう利用者等が選択できるようにするためのものであることから、財政効果も含め導入後に丁寧な検証を行うこととしたい。

前回検討会の主なご意見と論点に対する考え方 貸与と販売の選択制のあり方について（２）

前回検討会のご意見 【論点③ 「医学的所見」の取扱いについて】

- 取得可能な医学的所見について、例えば主治医意見書の「状態の安定性」をもって貸与ではなく購入とすることは、利用者本意から離れてしまうのではないか。また、主治医意見書の情報開示に要する期間は保険者ごとに異なっており、早急に対応が必要な方への対応が遅くなることが懸念されるとともに業務負担増が想定されないだろうか。
- 主治医意見書には、利用者の身体の状態、症状の安定性、不安定とした場合の具体的な状況が記載されるようになっており、有効な資料になるのではないか。
- 状態に合っていない福祉用具を利用した場合、かえって、状態を悪化させるという観点から、リハビリテーション専門職も含めた医学的なアドバイスが必要ではあるものの、全てに医師の判断を求めるものではないと考える。
- 「医学的判断」に基づいた予見性が大変重要であるため、その福祉用具の利用を検討する時点での医学的判断、医師の意見を基に貸与又は販売について慎重に検討していく必要があるのではないか。
- 疾患を原因とした福祉用具の適応の判断が貸与又は販売の判断基準となるため、どのような「医学的所見」をどのように取得するか、また医師やリハビリテーション専門職の医療職の関与について、より具体的にする必要があるのでないか。

論点③に対する考え方

- 医学的所見として、利用者の身体の状態や症状の安定性に関する情報を得ることにより、介護支援専門員や福祉用具専門相談員、利用者等がより適切に判断を行うことができると考えられる。
- 医学的所見は、判断する直近のものを取得することを原則とし（※）、やむを得ず取得できない場合は、適時適切な時期に取得した医学的所見等をもとに判断を行うこととしてはどうか。

※既に判断する直近の医学的所見を取得している場合は、新たに取得を求める趣旨ではない。

前回検討会の主なご意見と論点に対する考え方 貸与と販売の選択制のあり方について（3）

前回検討会のご意見【論点④ 選択制において貸与を選択した場合の6ヶ月ごとのサービス担当者会議等の必要性について】

- 6か月ごとのサービス担当者会議等の開催は、ケアマネジャーや利用者といった負担につながるるとともに、購入を都度ケアマネジャーから提案することは、利用者の選択に資するものではないと考えられないだろうか。
- 貸与から始め、6か月目に貸与又は購入についてサービス担当者会議で検討することで、利用者の6ヶ月間の使い勝手も含めた判断が可能ではないか。
- サービス担当者会議等の開催頻度について、福祉用具専門相談員と介護支援専門員は都度情報共有しているため、「6ヶ月ごと」ではなく「必要に応じて」とする等、ある程度柔軟な運用を可能としてはどうか。業務負担が大きくなることを懸念している。

前回検討会のご意見【論点⑤ サービス担当者会議等の多職種で判断する場合の方法について】

- 一定期間貸与した上で、福祉用具専門相談員と介護支援専門員の情報共有を基に購入するかどうか判断すれば、サービス担当者会議を開かずとも判断できるのではないか。
- サービス担当者会議等の「等」の使い方を整理し、ローカルルールなど様々な地域格差が出ないようにする必要があるのでないか。

論点④及び⑤に対する考え方

- 選択制において貸与を選択した場合は、福祉用具専門相談員のモニタリングの実施時期の実態や分岐月数の時期を踏まえ、利用開始後「少なくとも6ヶ月以内に一度」貸与継続の必要性について検討を行うこととしてはどうか。
- 貸与又は販売について検討を行う際は、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種の意見を反映させるために、サービス担当者会議等を活用することとするほか、介護支援専門員が各専門職への「照会」により意見を聴く方法も可能としてはどうか。

前回検討会の主なご意見と論点に対する考え方 貸与と販売の選択制のあり方について（４）

前回検討会のご意見【論点⑥ 貸与後のモニタリング結果の交付について】

- 介護支援専門員へのモニタリング結果の交付は、通常のプロセスとしてある程度定着していると考える一方、利用者、家族に対しては柔軟な取扱いが必要ではないか。また、モニタリングの記録は、利用者の予防・予測や利用者自身の課題等を記載するため、利用者への交付を一律義務化することは避けたほうが良いのではないか。 ※再掲

論点⑥に対する考え方

- 福祉用具専門相談員は、選択制において貸与を選択した場合に、貸与を継続する必要性について検討する際の参考とするため、少なくとも6か月以内に一度モニタリングを行い、使用状況等を記録した上で、介護支援専門員に交付することとしてはどうか。
- 利用者等に交付することについては、利用者等から希望があった場合には交付することとしてはどうか。

前回検討会の主なご意見と論点に対する考え方 貸与と販売の選択制のあり方について（5）

前回検討会のご意見【論点⑦ 特定福祉用具販売における同一年度の支給基準限度額について】

- 特定福祉用具販売は、同一年度で購入できるのが10万円であることから、選択制の導入の検討にあたっては、限度額の引き上げも検討する必要があるのではないか。

論点⑦に対する考え方

- 限度額を考慮した給付管理が行われていることもあり、利用者の大半は限度額以内に収まっているが、要介護度が低い者であっても一部は限度額を超える利用となっている。
- このため、選択制導入による限度額への影響や限度額を超過する利用者の傾向等について、選択制導入後に実態を把握し、その結果を踏まえ、今後検討を行うこととしたい。

費用額	給付者全体	要支援・要介護度別の給付人数						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
30,000円以下	185,519	26,864	33,595	41,135	38,334	23,382	16,528	5,681
	64.6%	72.5%	70.7%	68.5%	63.5%	58.7%	54.3%	46.8%
30,001円～ 50,000円	48,318	6,020	7,656	9,836	10,047	6,876	5,497	2,386
	16.8%	16.2%	16.1%	16.4%	16.7%	17.3%	18.1%	19.6%
50,001円～ 70,000円	23,000	1,824	2,646	4,273	5,176	4,099	3,407	1,575
	8.0%	4.9%	5.6%	7.1%	8.6%	10.3%	11.2%	13.0%
70,001円～ 90,000円	11,269	846	1,138	1,823	2,526	2,119	1,863	954
	3.9%	2.3%	2.4%	3.0%	4.2%	5.3%	6.1%	7.9%
90,001円～ 100,000円	11,288	933	1,397	1,809	2,451	1,992	1,826	880
	3.9%	2.5%	2.9%	3.0%	4.1%	5.0%	6.0%	7.2%
100,000円以上	7,993	586	1,070	1,157	1,802	1,388	1,323	667
	2.8%	1.6%	2.3%	1.9%	3.0%	3.5%	4.3%	5.5%
合計	287,387	37,073	47,502	60,033	60,336	39,856	30,444	12,143
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

令和元年度居宅介護福祉用具購入費の支給状況（費用額別の給付人数） ※出典：厚生労働省調べ

前回検討会の主なご意見と論点に対する考え方 貸与と販売の選択制のあり方について（6）

前回検討会のご意見【論点⑧ 貸与価格の上限設定の緩和について】

- 貸与期間が短くなる結果として、貸与価格を上げざるを得なくなるということが想定されるのではないかと。一方、貸与価格については上限が設定されているため、それ以上の価格は設定できないため、この点も検討していく必要があるのではないかと。

論点⑧に対する考え方

- 貸与価格の上限設定のあり方については、介護給付費分科会等における検討事項と考えている。

前回検討会のご意見【論点⑨ 同一種目の複数個支給について】

- 特定福祉用具販売は、1種目あたり1つと限定をされているが、例えば「固定用スロープ」のように同時に複数個の使用が想定される種目・種類はこの運用になじまないため、複数個支給を認める必要があるのではないかと。

論点⑨に対する考え方

- 「固定用スロープ」等については、複数個の使用が必要とされる場合があるため、購入される場合には必要に応じて複数個支給を認めるよう、国から自治体に対して周知を行うこととしたい。また福祉用具専門相談員に対しても、必要性について十分に検討することを求めることとしたい。